

令和2年5月1日

男鹿市内各小・中学校 保護者の皆様へ

5月7日からの市内小・中学校の再開について

男鹿市教育委員会

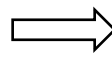
本日現在、政府において新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた政府の緊急事態宣言の延長が検討されているところですが、秋田県教育委員会より、学校再開可能との判断が示されたことにより、男鹿市では当初の予定どおり、5月7日（木）から市内各小・中学校を再開することといたしました。

現状では、県内において感染が拡大していないこと、市内においては感染が確認されていないこと、学校休業が長期に及んでいることから、学校再開を進めることといたしました。これまでも各家庭におきましては感染拡大防止策について取り組んでいただいているところですが、引き続き感染防止対策及び児童生徒の健康観察を行っていただくとともに、学校再開以降、次の「感染拡大防止のためのお願い」についてご配慮をお願いします。特に、登校前の毎日の検温やマスク着用の徹底についてご協力をお願いします。

感染拡大防止のためのお願い

【登校前における家庭での健康観察の徹底】

- 発熱症状がある（登校前に検温）。
- 咳などの風邪症状、倦怠感などがある。

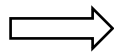


登校を控え、症状によっては医療機関またはあきた帰国者・接触者相談センター（電話 018-866-7050）等に連絡する。

【感染症予防対策の徹底】

- 手洗いや咳エチケットを徹底する。
- マスクを必ず着用し、飛沫による感染を予防する。
- 三密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避ける。
- やむを得ない場合を除き、不要不急の外出を避ける。

【自宅待機を要請する場合】



出席停止扱いとなる。

- 本人に発熱等の症状があり、感染が疑われる。
- 家族に感染の疑いがある。

（例）・家族が、感染者または濃厚接触者と接触したことが疑われる場合。

・家族が県外から転入、帰省した、または旅行、出張をした場合（各校に報告、相談願います）。

※本人が感染または濃厚接触者となった場合は、医師の指示に従い、完治するまで出席停止とします。

※判断が難しい場合は、各校にご相談願います。

※児童生徒がやむを得ず県外に出掛ける際には、事前に学校に連絡願います。

※その他、ご心配なことがありましたら下記にご相談ください。

男鹿市教育委員会 学校教育課 担当 橋本、笹渕 TEL 0185-24-9101